

つくば市スーパーシティ型国家戦略特別区域会議（第1回） 議事要旨

1. 日時 令和5年3月16日（木）18:10～18:49

2. 場所 中央合同庁舎8号館8階特別大会議室（オンライン開催）

3. 出席

岡田 直樹 内閣府特命担当大臣

<自治体等>

五十嵐 立青 つくば市長

鈴木 健嗣 つくば市アーキテクト（つくば市顧問）
筑波大学学長補佐／システム情報系教授

<有識者>

中川 雅之 国家戦略特区ワーキンググループ 座長

落合 孝文 国家戦略特区ワーキンググループ 座長代理

阿曾沼 元博 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

安藤 至大 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

安念 潤司 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

菅原 晶子 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

堀 天子 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

<事務局>

淡野 博久 内閣府地方創生推進事務局長

三浦 聡 内閣府地方創生推進事務局審議官

菅原 晋也 内閣府地方創生推進事務局参事官

4. 議事

(1) つくば市スーパーシティ型国家戦略特別区域会議 運営規則（案）について

(2) つくば市スーパーシティ型国家戦略特別区域 区域計画（案）及び今後の取組方針について

(3) その他

5. 配布資料

資料1 つくば市スーパーシティ型国家戦略特別区域会議（本会議）運営規則（案）

資料 2	スーパーシティのこれまでの経緯（事務局提出資料）
資料 3	つくばスーパーサイエンスシティ構想（つくば市提出資料）
資料 4	つくば市 スーパーシティ型国家戦略特別区域 区域計画（案）
資料 5	今後のスケジュール等（事務局提出資料）
参考資料 1	つくば市スーパーシティ型国家戦略特別区域会議 出席者名簿
参考資料 2	国家戦略特別区域及び区域方針（抜粋）
参考資料 3	規制改革事項の概要
参考資料 4	国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案の概要

○菅原参事官 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第1回「つくば市スーパーシティ型国家戦略特別区域会議」を開会いたします。

会議の出席者はお手元の資料を御覧ください。

初めに、岡田大臣より御発言をお願いいたします。

○岡田大臣 皆様、大変お疲れさまでございます。地方創生担当大臣の岡田直樹でございます。

本日は御参加をいただき、ありがとうございます。そして、スーパーシティ型国家戦略特別区域会議を立ち上げられたことにつきまして、皆様方の御尽力に感謝を申し上げたいと存じます。また、昨年10月には私、つくば市に伺いまして、実際の取組を確認する機会をいただき、あわせてお礼を申し上げたいと思います。

スーパーシティは、大胆な規制改革と併せてデータ連携基盤を活用して複数分野の先端的サービスを実施し、未来社会の先行実現を目指すものであります。政府においては、昨年11月に区域方針を策定し、年末には新たな規制改革事項を特区諮問会議で決定いたしました。さらに、つくば市からの御要望も踏まえて、3月3日には補助金等交付財産の目的外使用に係る承認手続の特例や、データ連携基盤の整備に対する援助の拡充のための措置を盛り込んだ国家戦略特区法等改正案を閣議決定するなど精力的に取組を進めているところでございます。

そうした中、本日は、区域計画の第一弾としてつくば市におけるスタートアップエコシステムの形成を推進するための計画（案）について御議論いただくとともに、第二弾以降も見据えた今後の取組方針について意見交換いただければと存じます。

つくば市の区域方針の目標にも掲げている、誰一人取り残さない包摂的な社会のモデルの構築に向けて、有意義かつ忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。私の冒頭の御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくようお願い申し上げます。

○菅原参事官 岡田大臣、ありがとうございました。

プレスの皆様はここで御退室をお願いいたします。

(プレス退室)

○菅原参事官 それでは、議事に入ります。

本日は第1回の会合でございますので、まず初めに、本区域会議の運営規則(案)についてお諮りしたいと存じます。お手元の資料1でございますが、本運営規則で会議の公表等について定めております。運営規則(案)についてこのように定めさせていただきたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

(首肯する委員あり)

○菅原参事官 ありがとうございます。それでは、このようにさせていただきます。

続きまして、早速ですが、議事2「つくば市スーパーシティ型国家戦略特別区域 区域計画(案)及び今後の取組方針について」、まず初めに、資料2に基づきまして、事務局よりこれまでの経緯について御説明いたします。

○三浦審議官 それでは、資料2に基づきまして、スーパーシティのこれまでの経緯について御説明いたします。

2ページを御覧ください。スーパーシティについては、一昨年4月に提案を締め切りまして、その後、再提案の期間も挟んでおりますけれども、専門調査会を3回開催いたしました。そして昨年3月に国家戦略特区諮問会議で区域指定の審議を行い、4月にスーパーシティとしてつくば市及び大阪市、デジタル田園健康特区として加賀市、茅野市、吉備中央町をそれぞれ指定したということでございます。その後、7月には各区域における先端的サービスの開発・構築を推進するために計15事業を採択し、年度を通して取組を進めております。

あと、ここに記載はありませんけれども、秋以降は国家戦略特区ワーキンググループヒアリングで規制改革事項を集中的に議論し、具体化を図っております。

おめくりいただき、3ページを御覧ください。昨年11月につくば市の区域方針を策定いたしました。目標については、大胆な規制改革と併せてデータ連携基盤を活用し、複数の先端的サービスを実施することで、2030年頃の実現される未来社会を先行実現することを目指すこと、大学等の研究開発の成果、多様な人材を生かし、産学官連携の下、幅広い分野におけるデジタル技術を活用したイノベーションを実現し、「誰一人取り残さない」包摂的な社会のモデルを構築ということでございます。

つくば市が取り組む事業に関する基本的事項については、移動・物流分野は、新しいモビリティを活用した移動・物流サービス。都市再生・まちづくり分野は、先駆的な3Dデジタル基盤の構築。雇用・労働分野は、外国人の創業活動促進とロボットを活用した障害者の雇用機会の拡大。健康・医療分野は、データ連携による健康・医療サービス。行政手続分野は、インターネット投票や幅広い分野の行政手続のデジタル化。研究開発分野は、大学の土地・建物や研究機関の施設等を活用したイノベーションの推進。その他、複数分野

にわたる先端的サービスを支えるデータ連携基盤の整備といったことを掲げております。

4 ページを御覧ください。昨年12月の国家戦略特区諮問会議において決定した新たな規制改革事項を取りまとめたものでございます。つくば市が取り組む主な規制改革事項としては、保安要員なしで最高速度10km/hでの走行を可能とするための搭乗型移動支援ロボットの歩道通行の特例、それから、法改正により対応を予定としておりますけれども、ドローンの自律飛行やロボットの自動走行などの先端的区域データ活用事業活動の実施を促進するための所要の措置。それから、これは既に措置済みでございますけれども、起業準備活動期間の6月から1年半の延長に関する特例。また、インターネット投票における技術上、運用上の具体的な課題の解決に向けた検討。それから、こちらも法改正により対応予定でございますけれども、補助金等交付財産の目的外使用等を行う際の承認手続に係る特例措置の創設などとなっております。

今後の取組の全体像など、詳細につきましては、後ほど、つくば市より御説明を頂戴できればと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○菅原参事官 ありがとうございます。

続きまして、つくば市より、つくばスーパーサイエンスシティ構想の現状及び今後の取組の全体像について御説明いただきたいと存じます。五十嵐市長、よろしく願いいたします。

○五十嵐市長 つくば市長の五十嵐でございます。

岡田大臣、先日はつくばにお越しいただきまして、本当にありがとうございます。本日もよろしく願いいたします。

委員の先生方、そして事務局の皆様もありがとうございます。

改めてになりますけれども、なぜつくば市がスーパーシティに手を挙げたのかというその思いを、短い時間で非常に駆け足になりますが、共有をさせていただきたいと思っております。

つくば市議会では、令和2年に持続可能都市宣言を採択しています。目指すまちの姿の一つに「市民のために科学技術をいかすまち」ということを大きく掲げています。つくば市では、都市と郊外の二極化、多文化共生の不備、都市力の低下といった問題を抱えていますが、これは言うまでもなく日本全体に共通する問題です。つくばスーパーサイエンスシティ構想では、こうした問題に正面から取り組んで、誰一人取り残さない包摂的な社会を実現するということを、今御紹介いただきましたように目指しており、その成果を国内外に展開していきたいと考えております。

このような課題を克服するために六つの分野で取組を進めていますが、今回はオープンハブについて、先行して区域計画に位置付けていただきたいと考えております。

国家戦略特区として国際競争力のある産業拠点を形成していくためには、スタートアッ

プの支援がとても重要であることは言をまちません。先日、岡田大臣にもお越しいただきましたつくばスタートアップパークに開業ワンストップセンターと外国人雇用相談センターを設置したいと考えております。また、スタートアップビザの延長も利用することで、つくば市内での外国人創業活動の活性化につなげたいと思っています。

さらに、今後、国家戦略特区法の改正案が成立して、大学、研究機関が保有する研究設備等の民間利用のハードルが下がれば、例えばですけれども、ロケット開発用の振動試験設備等をスタートアップ企業が新製品の耐久試験のために使用できるようにすることで、新技術の開発であったり共同研究が促進され、つくばの科学技術・イノベーションの底上げにもつながると考えています。

これらの制度改革が順次区域計画に位置付けられることによって、研究者の起業、エンジニア不足の解消を始めとするスタートアップ人材の確保、海外展開も見据えた成長を促すことができると考えており、つくばのスタートアップエコシステムが一段上にステップアップすることを大いに期待しています。

このほかにも様々な取組を行ってきました。主な取組としては、インターネット投票の規制改革や実証を行いました。1万4000人の市民を対象にマイナンバーカードとブロックチェーン技術を活用してスマートフォンから投票するシステムを構築しましたが、システム的な問題は起こらず、投票の秘密の確保等の実効性について、この模擬住民投票で確認ができました。あとは公職選挙法さえクリアできれば、技術的には十分実施可能であると考えております。

憲法が規定する地方自治の本旨、とりわけ住民自治の観点から、住民にとってよりよい行政を実現するために、このインターネット投票の導入によって、誰一人取り残さない投票機会の確保が必要であると考えています。

今後も、障害や高齢により投票所での投票が困難な方が政治に参加しやすい環境を整備するため、公職選挙におけるインターネット投票の早期の実現に向けて、制度所管省庁も含めた具体的な検討を継続していきたいと考えています。

移動や物流についても実証を数多く行いました。移動については、高齢者が多く住んでいる地区でバス停までのラストワンマイルを自動運転パーソナルモビリティで移動を支援するサービスを提供しました。来年度以降はAIオンデマンドタクシーの導入など、郊外と中心部の移動の効率化にも取り組んでいき、自宅から目的地までシームレスに移動できる社会を実現していきたいと考えています。

いずれのサービスも、安全性を担保するため、実証実験としては保安要員を多く配置しましたが、事業性の観点から見れば、今後、安全性とコストの両立が大きな課題になると考えています。持続可能なサービスの展開を目指し、速度を時速10キロにしていくこと。その際の安全な走行をサポートするデジタル保安要員の有効性を確認していき、早期に規制改革が実現することを切に期待しております。

技術の進歩により、外出困難な障害者が分身ロボットを遠隔で操作することで社会参画し、活躍ができるようになりました。今回の実証では、つくばスタートアップパークのカフェでの配膳や図書館での絵本の読み聞かせを行いました。業務内容を理解いただければ、問題なく就労ができることが分かりましたので、引き続き活躍の場を拡充していきたいと思えます。

あわせて、障害者雇用促進法の特例措置により、短時間勤務の障害者が交代で分身ロボットを操作する場合についても、障害者雇用数としてカウントできるよう、関係機関と協議をしていきたいと考えています。

つくばスマートシティ協議会では、昨年、データ連携基盤を整備しました。今後は都市の様々なデータを基盤を通じて使いやすくしたり、共通デジタルIDの実装により、先端的サービスのシームレスな連携を実現したいと考えています。そのために、データ連携基盤の管理運用組織の確立やデータ安全管理基準に適合したガバナンス体制の構築、プライバシーデータの取扱いルール策定など、住民の安心も確保できるよう、しっかりと環境を整備した上で取組を進めていきたいと考えています。

これまでの生活は、買物や医療機関の受診、投票など、必要なものやことを得るためにその場所に行かなければなりません。つくばスーパーサイエンスシティ構想では、AI、IoTなどのデジタル技術を駆使して、その場所に行かなくても何不自由なく生活ができる、そのような選択肢を増やしていきたいと考えています。これは、今隣に座っている鈴木アーキテクトの言葉ですが、人々が機能を持つ場所に行かなければいけない社会から、その場所が人々の手元に来る社会へ、そのような社会変革を実現して、誰一人取り残さない社会を実現したいと考えています。

私がまちづくりで一番大切にしていることは、ここに掲げた「ともに創る」ということです。大学・研究機関、企業、住民と共に、このつくばをサイエンスシティからスーパーサイエンスシティにアップデートし、世界最先端の未来都市にしていきたいと考えています。そのためには、実証実験ではもう意味がありません。社会実装の障壁となる規制制度改革を成し遂げ、つくばスーパーサイエンスシティ構想を実現し、真に住民のためのまちづくりをしていくため、早期の法案成立とそれに続く規制制度改革の実現を強く望んでいるところでございます。是非引き続きの御支援を賜りますようお願いをいたします。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○菅原参事官 ありがとうございました。

続いて、資料4、資料5に基づきまして、事務局より今般の区域計画（案）と今後のスケジュールについて御説明いたします。

○三浦審議官 それでは、資料4を御覧ください。ただいまつくば市からも御説明がございましたが、認定申請を行う区域計画（案）について御説明をいたします。

初めに、区域の名称でございますが、「つくば市 スーパーシティ型国家戦略特別区域」

とさせていただきます。

実施する特定事業は、2（1）でございますが、外国人創業活動促進事業でございます。内容的には、今回、つくば市では、一定の要件を満たす場合には在留資格の基準を緩和する特例というのが一つ目。それから、二つ目の内容として、事業所確保の要件として、コワーキングスペース等を認める特例。これを活用し、外国人の創業を支援する取組を強化するというところでございます。

また、昨年12月のガイドライン改定で経済産業省の事業である外国人起業活動促進事業、いわゆるスタートアップビザとこの特区の外国人創業活動促進事業の併用が認められることになりましたので、最長1年半に起業準備活動期間が延長されることになっておりますので、より柔軟な創業活動が可能となっております。

区域計画の実施が国家戦略特区に及ぼす経済的社会的効果については、区域方針で御覧いただきました目標を踏まえて、記載のとおりとなっております。

次のページでございますけれども、その他に実施する事業がございまして、一つ目は4（1）の開業ワンストップセンターの設置でございます。この事業は、創業時に必要な各種の申請、登記や税務、年金等に関係する窓口と連携をしまして、手続の御相談、申請の支援、これをオンラインかつワンストップで総合的に行うというものでございます。つくば市において創業の相談から申請まで、申請者に寄り添ったサポートを実現するものでございます。

次のページでございます。4（2）外国人雇用相談センターの設置でございます。この事業はスタートアップの事業推進に必要な外国人材の雇用を推進するため、弁護士や行政書士によつ個別相談対応等を行う相談センターを設置するというものであり、つくば市における外国人雇用の更なる促進を図ります。なお、外国人雇用相談センターの設置は、つくば市において全国初の活用となります。

認定申請を行う区域計画（案）についての説明は以上でございます。

続いて、資料5を御覧ください。今後のスケジュール等についてご説明いたします。表紙をめくっていただきまして、2ページでございます。

昨年11月の区域方針、12月の国家戦略特区諮問会議における新たな規制改革事項の決定を踏まえて、つくば市の区域計画の位置付けを整理しております。順次必要な記載を区域計画に盛り込んで事業を推進することとしております。

まず第一弾は、外国人創業活動支援について、今回の区域計画に盛り込んだ上で、2023年度より速やかに実施をいたします。

それから、搭乗型移動支援ロボットについて、公道実証実験の実施を踏まえて、協議が調い次第、区域計画に盛り込むものでございます。

次の3Dデジタル基盤の構築については、今後、速やかに必要な支援を実施いたします。

それから、インターネット投票ですけれども、これは2023年度、速やかに技術上、運用

上の具体的な課題の解決に向けた検討を実施します。

それから、補助金交付財産の目的外使用については、これは今後、法案の御審議ということでございますけれども、順調にいきますれば、本年秋頃に区域計画に盛り込むということでございます。

これら以外については、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングなどを活用しながら規制改革について引き続き議論します。

マイナンバーについては、今国会にデジタル庁より、マイナンバー法改正案を提出する予定でございます。

3 ページを御覧ください。去る3月3日に改正国家戦略特区法の閣議決定を行いました。今後の想定スケジュールでございますけれども、本日の区域会議で速やかに区域計画の認定申請を行い、近日中に特区諮問会議にお諮りする予定でございます。

また、規制改革事項については、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングにおいて引き続き議論をしていきます。

次回の区域会議の開催時期は、秋頃に第2回目のつくば市の区域会議を開催できればと考えております。

以降につきましては、規制改革事項の検討状況を踏まえまして、区域会議の開催、区域計画の変更等を行っていきたくと考えております。

事務局からの御説明は以上となります。

○菅原参事官 ありがとうございます。

それでは、民間有識者の方々から御意見を伺いたいと思います。国家戦略特区ワーキンググループ座長の中川委員、座長代理の落合委員の後、あいうえお順で、阿曾沼委員、安藤委員、安念委員、菅原委員、堀委員の順に指名させていただきます。それぞれ御発言は恐縮ですが、1から2分程度でお願いできればと思います。

それでは、中川委員、よろしくお願ひいたします。

○中川委員 日本大学の中川でございます。

非常に広範な提案、事業を科学的な実験に基づきまして展開されていることにつきまして、感謝を申し上げます。

1点だけ述べさせていただきます。インターネット投票につきまして、市長から御発言がございましたけれども、様々な属性の方の政治参加という意味で、本当に大きな意味を持つものだと考えております。私自身も議論に参加してみて非常に大きなハードルがあるということは認識しております。ただ、改革抑制の材料として使われることもありますけれども、民主主義の根幹に関わるものであるからこそ、それほど重要なものであるからこそ、進めなければならないものだと思っております。そういう意味で、つくば市におきましては、非常に大規模な実証実験など多大な努力を払っていることに敬意を表したいと思います。

私どもワーキンググループとしましても努力をこれから重ねてまいりますので、つくば市におかれましても一層の努力を重ねていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○菅原参事官 ありがとうございます。

続いて、落合委員、よろしくお願いいたします。

○落合委員 御説明ありがとうございます。渥美坂井法律事務所の落合と申します。

私も何点か申し述べさせていただきたいと思います。まず、つくば市で今回実施されている様々な規制改革提案ですが、これはまさしく複数の分野にまたがっているということで、移動・物流、医療・健康、行政といったようなテーマを大きく超えるような中で、さらに先ほど中川座長からも御発言があったインターネット投票というまさしく大胆な規制改革も組み込まれている内容であり、スーパーシティにふさわしい重層的な計画の取組を進めていただいていると思っております。

その中で、私もインターネット投票の点については内閣府の調査事業でも参加させていただきましたが、実証実験に当たっては、事前の十分な議論を行った上で、技術的措置や実際の市民の方々の受け止めなども適切に分析をしていただいた上で、さらに障害者に対する配慮といったような、規制改革事項だけにとどまらず、様々な配慮を重ねて御準備をいただいていると思います。

そういう中で、インターネット選挙というものは、このスーパーシティに関する、全体を通して一つの大きなテーマになり得る課題だと思っております。これについてはさらに今後も、特区ワーキングも含めてしっかりフォローアップしていくことが非常に大事なテーマです。

また、もう一点付け加えさせていただきますと、先ほども申し上げた障害者の点です。こういった内容をインターネット投票でも取り込んでいただいている点ですとか、障害者用の分身ロボットもございますし、また、外国人に関しての創業といったような点で、市長も先ほど誰一人取り残さないような形とおっしゃっていただきましたが、まさしく外国人、障害者も含めて幅広い方々に対する支援をするための取組を進めていただいているかと思えます。

これは国内のデジタル化政策全般に関しても、誰一人取り残さないと述べていることをまさしく率先して実践していただいていると思えます。規制改革事項の提案の複数積み重ねということも素晴らしいと思いますが、そういった実際の計画づくりにおける方針のしっかりとした、地に足の着いた、しかしながら包摂性のある取組についても改めて評価させていただきたいと思えます。

引き続き、さらに計画を進めていただけることを期待しております。

○菅原参事官 ありがとうございます。

続いて、阿曾沼委員、よろしくお願いいたします。

○阿曾沼委員 順天堂大学の阿曾沼でございます。

大変力強い御報告をありがとうございました。市長の思いと覚悟、志、そして地域の知とか世界の知を集約して、実現可能性を非常に重要視して御評価されておられる大学との二人三脚でのプロジェクトメイキング、そして事業者、地域を巻き込んだ壮大なプロジェクト、これからかじ取りは大変だろうと思えますけれども、よろしく願いをいたします。

まさに市長がおっしゃったように、実証実験からもう実装段階に来ていて、その早期化が非常に重要だという御要求を我々委員としてもしかと受け止めなければいけないなと思っております。関係各所との協議の加速化ということの重要性を改めて再確認をさせていただく場となりました。ありがとうございました。よろしく願いをいたします。

○菅原参事官 ありがとうございました。

続きまして、安藤委員、よろしく願いいたします。

○安藤委員 今回のスーパーシティですが、つくば市らしい科学的、技術的なアプローチが大学との協力の下に行われるということが説明され、関心を持ってお話を聞いていました。また、市長からも国内外に展開することを力強くお伝えいただいたことも楽しみにしております。

今回御説明いただきました取組にも、まだ課題は残されているかと思えます。例えば障害者雇用において、複数人の組合せにより多様な働き方を可能とする、このような取組については、接客や受付などのように一定の時間を何人かで割り振っていくというときに、個々人の働く時間が重ならないようにしないといけない、こういう場合には時間の分担なども考えていかないといけない。そのためには経済学で議論されるマッチングのテクノロジーなども使っていくことが必要だと思います。

このように今後も細かい点では考えないといけない課題が残されているとは思いますが、適切な対応策によって必ずや乗り越えて、つくば市がスーパーサイエンスシティとして全国のお手本となるような構想をうまく実現していただければと思っています。今後ともどうぞよろしく願いします。

私からは以上です。

○菅原参事官 ありがとうございました。

続いて、安念委員、お願いいたします。

○安念委員 中央大学の安念と申します。

今回の区域計画の認定対象事項は、さしあたり外国人研究者による創業活動の支援ということになっているわけですが、つくば市の全体構想を拝見いたしますと、誰一人取り残さないという理念が住民自治という憲法上の非常に重要な価値と結び付けられていることに私は強い印象を受けました。今から60年も前の古い最高裁の判例がありますが、そこで最高裁は、憲法93条にいう地方公共団体とは何かという問いに対して、それは明治憲法の時代から自治権を認められていた、結局は市町村のことを言うのだと、パラフレー

ズすればそういう答えをしております。これはいわゆる団体自治を重視はしているけれども、住民自治のほうはちょっとどこかに行ってしまったような考え方でありまして、その後も日本の地方自治制度に関する議論というのは、どちらかといえば団体自治のほう重視されて、住民自治のほうはどちらかというところと軽く見られてきたような気がいたします。今回、私はこのスーパーシティという枠組みの中で、住民自治を活性化して、誰もが参加できる、そういう仕組みをつくろうという企てに対して大変深い感銘を受けました。力強くこれが実現されることを心から願っております。ありがとうございました。

○菅原参事官 ありがとうございました。

続きます、菅原委員、お願いいたします。

○菅原委員 ありがとうございます。五十嵐市長のリーダーシップで素晴らしい区域計画（案）を策定し御説明いただき、ありがとうございました。つくば市のスーパーシティ型国家戦略特区は全国が注目しているところであり、区域計画（案）の経済的社会的効果にも書かれておりますように、特につくば市の場合は地方創生のみならず、むしろ国際都市としての競争力強化、都市力を期待されていると思いますので、引き続き御対応をお願いしたいと思います。

また、感銘を受けているのは、誰一人取り残さないことを強調されていることで、多様な地域住民に応える、また、他地域からの人材などのニーズも酌み取った提案内容ではないかと思っています。先ほど別の委員からも発言がございましたが、ロボットを活用した障害者の雇用機会拡大、これは一例だと思いますが、様々なハンディキャップを感じずに生活ができる、いわゆるノーマライゼーション先端都市のイメージで目指していただくことにより、世界の都市モデルにもなり得るのではないかと考えております。

取組の状況は地域内のみならず日本全体、世界に広くPRをしていただけるものと思いたすし、政府としてもPRすべきだと思います。つくば市は都市としても様々な都市とのネットワーク、チャンネルをお持ちだと思いますし、また、国内外の大学間のネットワーク及び人と人とのネットワークも充実していると思いますので、そうしたチャンネルを生かした、また、デジタル技術をうまく使いながら発信していくことで、注目されることによる良い意味での緊張感を持つこと。また、インターネット選挙投票はハードルが高いですが、こうしたものも注目を得ることで応援団が増えていくと思います。我々特区ワーキンググループとしても、引き続きしっかりと検討し、早期実現につながるように対応をしていきたいと考えております。

また、今後、エビデンス創出のために、取組については計画的にデータを蓄積していただきたいと思っています。スーパーシティのモデルということで、エビデンスベースで今後も展開できるように、データの蓄積、成果分析なども併せてしていただきたいと考えております。

○菅原参事官 ありがとうございました。

最後に、堀委員、よろしくお願いいたします。

○堀委員 堀でございます。御説明ありがとうございました。

つくば市からの御提案につきましては、いずれもスーパーサイエンスシティとして非常に先端的な取組を掲げられており、創業、技術、双方にとって非常に有益な御提案をいただいていると承知しております。

特に資料3の5ページ目のインターネット投票の実施による住民政治参加への促進ということで、公職選挙にまつわる抵抗も非常に強い中、様々な技術上、運用上の具体的な課題解決に向けた丁寧な御検討をいただいていると承知しております。是非この住民投票、意識調査等も踏まえ、また、技術的運用上の課題というものについて一つずつクリアされていくということを期待しております。

また、6ページ目の新しいモビリティを活用した移動・物流サービスの提供に関しましては、パーソナルモビリティ、AI、オンデマンド輸送、いずれも非常に大事な取組だと思いますし、地域の課題をこうした技術を活用して解決するということができるれば、他の地方にも非常に影響を強く与える内容となると思います。こうした取組を特区としてぜひ積極的に支援ができればと思っております。

○菅原参事官 ありがとうございました。

それでは、本日の会議全体につきまして、御意見がございましたらお願いいたします。御発言がある方は挙手をお願いいたします。

鈴木先生、お願いいたします。

○鈴木アーキテクト つくば市の鈴木です。

本日の貴重な御意見をありがとうございました。先ほど五十嵐市長からもありましたが、つくば市には国立大学法人だけでなく多くの国研がございます。これらが本当に力を合わせて、地域の課題解決、国内外の課題解決に真剣に取り組んでおります。むしろこれをつくば市だけではなく、様々な大学、様々な地域から人が集まってきてくれておりますので、「ともに創る」というのはつくば市だけではなく、皆さんと本当に力を合わせていきたいと考えております。学生や障害者の方、皆で進めていきますので、今後とも引き続きよろしくお願ひします。

以上です。

○菅原参事官 鈴木先生、ありがとうございました。

ほかの皆様はいかがでしょう。よろしいですか。

それでは、ただいま御審議いただきました区域計画につきまして、本日の区域会議で決定し、申請手続を進めたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(首肯する委員あり)

○菅原参事官 ありがとうございました。それでは、申請について御了承いただきましたので、速やかに手続に入らせていただきます。

それでは、最後に岡田大臣より御発言をお願いいたします。

○岡田大臣 皆様、本日は活発な御議論をいただき、誠にありがとうございました。本日御審議いただいた区域計画（案）については、速やかに国家戦略特区諮問会議にお諮りをし、認定の手続を進めてまいります。

私は、冒頭も申し上げましたけれども、昨年10月につくば市に伺いまして、つくばスタートアップパークを始め各地を視察させていただきました。パーソナルモビリティを体験し、また、分身ロボットの操作もさせてもらって、未来社会の先行実現ということが本当に動き始めている、心躍るような思いをいたしました。

そのとき、五十嵐市長と大変腹を割ったいいお話ができたと思いますし、今日も大変熱い御説明をいただきありがとうございます。また、つくば市アーキテクトの筑波大学、鈴木先生にも敬意を表したいと思います。本当にありがとうございます。

今後は、国家戦略特区法改正案のこの国会での早期成立に向けて頑張るとともに、本日のつくば市長からの御提案を踏まえて、引き続き大胆な規制改革を伴った複数分野の先端的サービスの実現を図ってまいりたいと存じます。

本日は本当に皆様御多忙の中、長時間御参加を賜り、誠にありがとうございます。心から御礼を申し上げて、結びの言葉とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○菅原参事官 ありがとうございました。

以上をもちまして、第1回「つくば市スーパーシティ型国家戦略特別区域会議」を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。